

文化局の紹介



手塚 晃

一 文部省における画期的な大機構改革

昭和四十一年五月一日から、文部省に文化局が発足した。その反面、約二十年の歴史をもつ調査局が廃止された。そして関係の課は大異動を行なうこととなった。その状況は、次ページの表のとおりである。

このような大きな機構改革は、昭和二十七年の機構改革以来のもので、十四年ぶりのことである。

今度の機構改革の経緯および意義は、次のとおりである。

まず文化局設置の関係についてみると第一点は、文部省は従来あまりに教育省であり過ぎたのではないかという反省である。もとより、教育が行政の対象としてきわめて重要なものがあることはいうまでもない。しかし、国民にとってわが国の文化が向上し、発展することは、教育の充実に劣らず重要なことである。とくに芸術文化は、人間に対してもっとも人間らしい実質を与えるもので、経済の発展や科学技術の進歩により、と

もすれば見失われがちな人間性の回復のため、いっそう大事にしなければならぬものである。

従来、文部省では、文化に関する行政は、主として社会教育行政等の一環として行なわれ、片隅に置かれた行政であるといっても過言ではなかった。文化局が設置されることにより、文化行政は、教育や学術に関する行政等と並ぶ大きな比重をもつものとなったわけである。このように行政の機軸面での文化行政の比重を高め、文化行政に専念する局長をつくったことが、今回の改革のもつ意義の第一点である。

第二点は、文化行政における「総合性の確保」ということである。

従来は、文化行政は、社会教育局、調査局、文化財保護委員会などでそれぞれバラバラに、どこにも特別な中心というものもなく行なわれていた。

毛利元就の三本の矢のたとえをまっまでもなく、各個バラバ

昭和41年5月文部省機構改革表

旧	移行の状況	新	
大臣官房 (3課、1主任官、1参事官) 総務課 広報主任官 参事官		大臣官房 (5課、1室、1審議官) 総務課 (広報官、広報班新設) 調査課 統計課 企画室 審議官1人 (新設)	
初等中等教育局 (8課、1審議官)		初等中等教育局 (8課、2審議官) 審議官2人 (増員)	
大学学術局 (9課、2審議官)		大学学術局 (10課、2審議官) 留学生課	
社会教育局 (6課、1審議官) 教育課 芸術課 著作課		社会教育局 (4課、1審議官)	
体育局 (4課、1審議官)		体育局 (4課、1審議官)	
調査局 (7課、1審議官) 企画課 調査課 統計課 文化課 国際学課 留学生課 語学課 審議官1人		文化局 (6課、1審議官) (新設) 文化課 芸術課 著作権課 文化課 国際学課 留学生課 審議官1人	
管理局 (1部7課)		管理局 (1部7課)	
		X	
		X	
		X	

ラで行なわれるものは弱い。それが集められて、適当に編成さ

れると、一個々々の場合には考えもできなかった威力を發揮するのが常である。今回の機構改革により、社会教育局と調査局に分かれていた文化関係の行政が一つの局に一本化され、文化に関する行政を担当する中核が形成されたわけである。文化財に関する行政や、国際文化交流関係の行政で外交と直接関係する部分は、その特殊性にかんがみ、機構として統合することはしなかつたが、文化行政を総合的に推進することは、今後文化局を中心として大幅に前進するものと期待される。

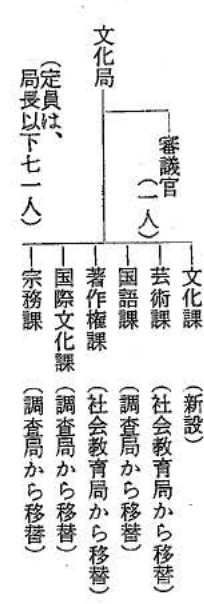
今回の機構改革におけるもう一つの重要な点は、官房の機能の充実という点である。官房の機能として最近とくに重視されるようになってきたのは、行政の総合的推進の機能である。行政が次第に高度化し、各部門ごとに専門分化してゆくことは、近代国家としては、いわば必然の傾向である。しかし、その結果、局部的に

は合理的であっても、行政全体としての統一性が失われたり、セクショナリズムの弊害が発生するようでは、はなはだ困るわけである。そこで、行政の高度化を実現しつつ、しかもその一体性、総合性を確保するための方策が種々検討されている。臨時行政調査会も各省のみならず、内閣全体についてのこうした行政の総合的一体的運営の確保のための方策の検討に特別の力を注いでいる。同調査会は、企画部門と実施部門との分離、および企画機能と総合調整機能との一体化を提唱している。

今回、調査局の廃止に伴い、企画、調査、統計に関する部局を官房にもってきたのは、以上のような考え方に沿って文部省の行政の総合的推進を積極的に行なうため官房の機能を充実したものである。行政の総合的推進ということは、スローガンとして言うのはやすくても、実行ははなはだ困難な面が多い。文部省の新しい官房も、数々の問題を乗りこえてはじめて所期の改革目的を達成するものと思われるが、しかし、新しい方向が定まった意義はきわめて大きい。

二 文化局の各課の所掌事務

文化局の編成は、次のとおりである。このうち、国語課、著作権課、宗務課の三課は、ほとんど従来と同様の事務を所掌し、文化局に移ったからといって特に変わることはない。国際文化課も実質的にはほとんど変わらないが、国際協力に関する事務については、事項ごとにそれぞれ各局が担当することとを明らかにして、国際文化課は省内において対



外的な窓口となるとともに、二局以上にわたるものについて連絡調整することとなった。今回の改革で画期的なことは、新たに文化課が新設されたことである。

文化課は、文化局の第一課として局全体の連絡調整をつかさどり、文化の振興についての企画を担当する。いわば、文化行政推進のけん引車である。同時に、文化課は、従来芸術課で行なっていた芸術を国民に普及させる方面の事務を担当する。たとえば、青少年に対する音楽や演劇の普及の事務とか、地方巡回美術展の開催に関する事務である。また、国立の美術館を設置運営する事務も、普及の事務という観点で文化課の所掌とされた。さらに、芸術とまではいえない生活文化や国民娯楽の振興に関する事務を担当する。華道とか茶道あるいは盆栽といったもの、あるいは囲碁、将棋のようなものにも今後は文化課が力を入れることになるわけである。

以上のような事務を行なう文化課ができたことに伴い、芸術課のほうには、芸術の創造的な活動の振興という事務に専念することとなる。たとえば、芸術家の創作活動の助成、芸術祭等の

すぐれた芸術の発表・鑑賞の機会の提供、すぐれた芸術家の優遇、顕彰、近代文学館のような芸術文化施設の整備、芸術の国際交流の推進などである。

三 文化局と関係部局との関係について

(1) 文化財保護委員会との関係

文化局と文化財保護委員会は、文化に関する行政を担当している点きわめて密接な関係がある。地方行政における文化行政は、むしろ両者を一体のものとして充実に必要があろう。国立劇場の運営などにおいても、両者は密接な連携が必要となるであらう。しかし、反面、両者の行政の任務、性格は、一方が、いわば前向きに文化的な創造活動の振興とその普及に重点をおき、あくまで助成的な行政を主体としているのに対し、他方は、いわば後ろ向きに過去の文化遺産を守り、それを後世に伝えていくことを任務とし、文化財の指定という強権的な内容をもつ行政を主体としている。また文化財保護行政は、すでに法制的にも、機制的にも相当に整備され、行政内容も一応充実しているのに対し、一般の文化行政のほうはこれからという段階である。当面は、それぞれに行政の内容を充実してゆくとともに、緊密な連絡をとりつつ総合的な文化行政を推進すべきものであらう。

(2) 社会教育局との関係

社会教育局にとって、映画、音楽、演劇、美術等の芸術文化は、しばしばその有効な手段となる。この点、文化局の行う文化の普及の事務と密接に関連する。地方行政における文化行政は、ほとんどが文化の普及関係の事務であり、それが文化

行政であるのか、社会教育行政であるのか判然としない場合も多いことと思われる。さらに博物館や図書館に関する事務も相互に関連する事務である。いろいろな施設を総合した文化センターとか文化会館のごとき施設も相互に競合的に関係する。さらに、映画や放送に関する行政も文化行政と社会教育行政の両方に関連する。青少年に与える影響という観点からみれば社会教育行政ということになるが、国民の文化的生活の向上という文化行政の観点からとらえることも当然できるわけである。

以上のように、両者は競合的といってもよいほどに密接に関係する面が多い。しかし、行政の基調の置き方が一方は教育であり、一方は文化である点おのずから区分されてくるものと期待される。当面相互に密接に関連する行政分野は、法制的にみても、従来のいきさつ等からみてもどちらかといえれば社会教育としてとらえられるものが多いと思われる。

(3) 国際文化交流関係の事務について

国際的な文化交流や文化協力の事務は、文化局のみならず、文部省の各局が関係をもち、またユネスコ国内委員会はまさしくそのための機関といってよいものであり、さらに外務省の情報文化局文化事業部もその中心的な行政機構である。

文化局は、文部省における国際交流、国際協力の事務の推進について、省内の連絡調整にあたることも対外的な窓口となることとなっている。外務省との関係では、国際文化交流の国内における事務を文部省が実質的に処理することとなる。

(大臣官房総務課副長)